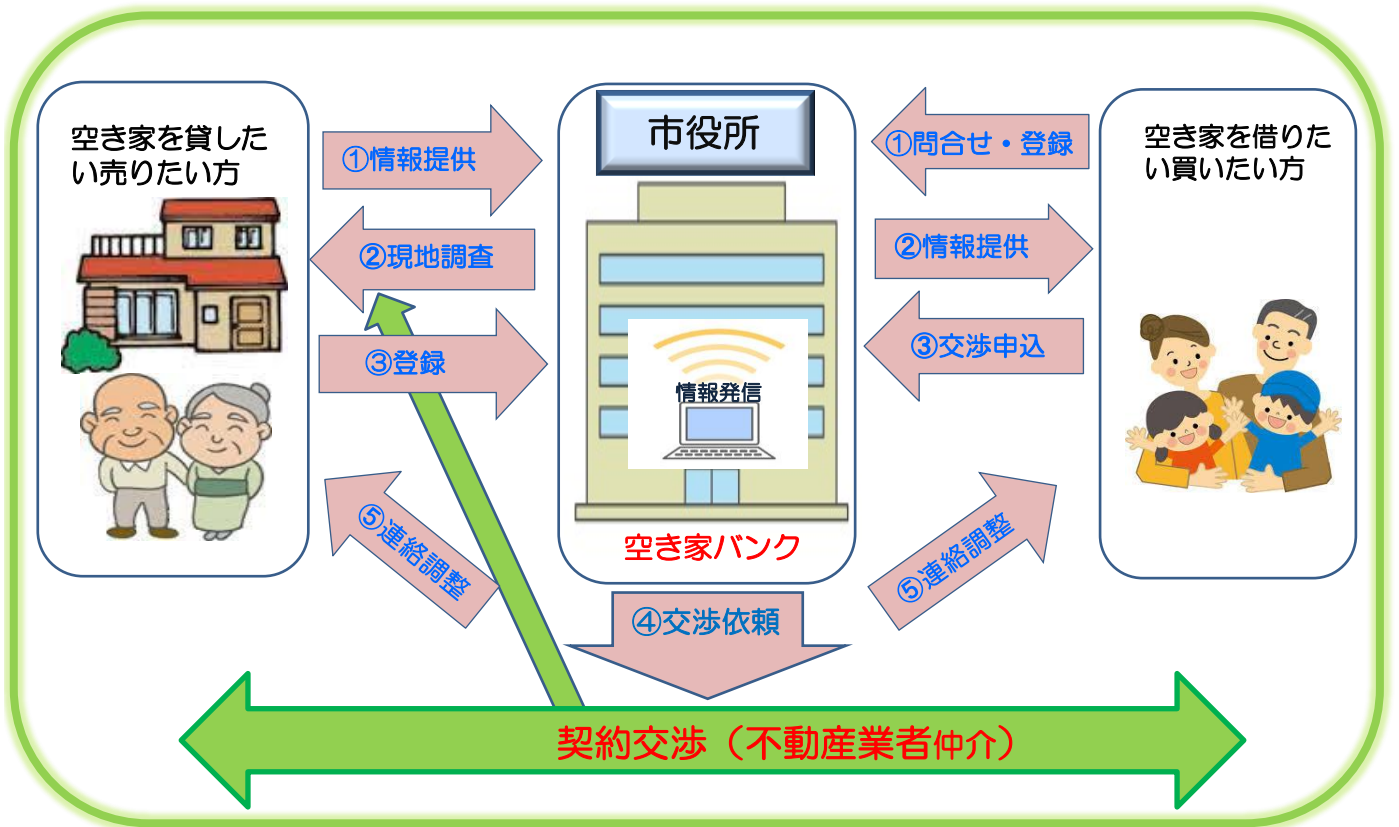


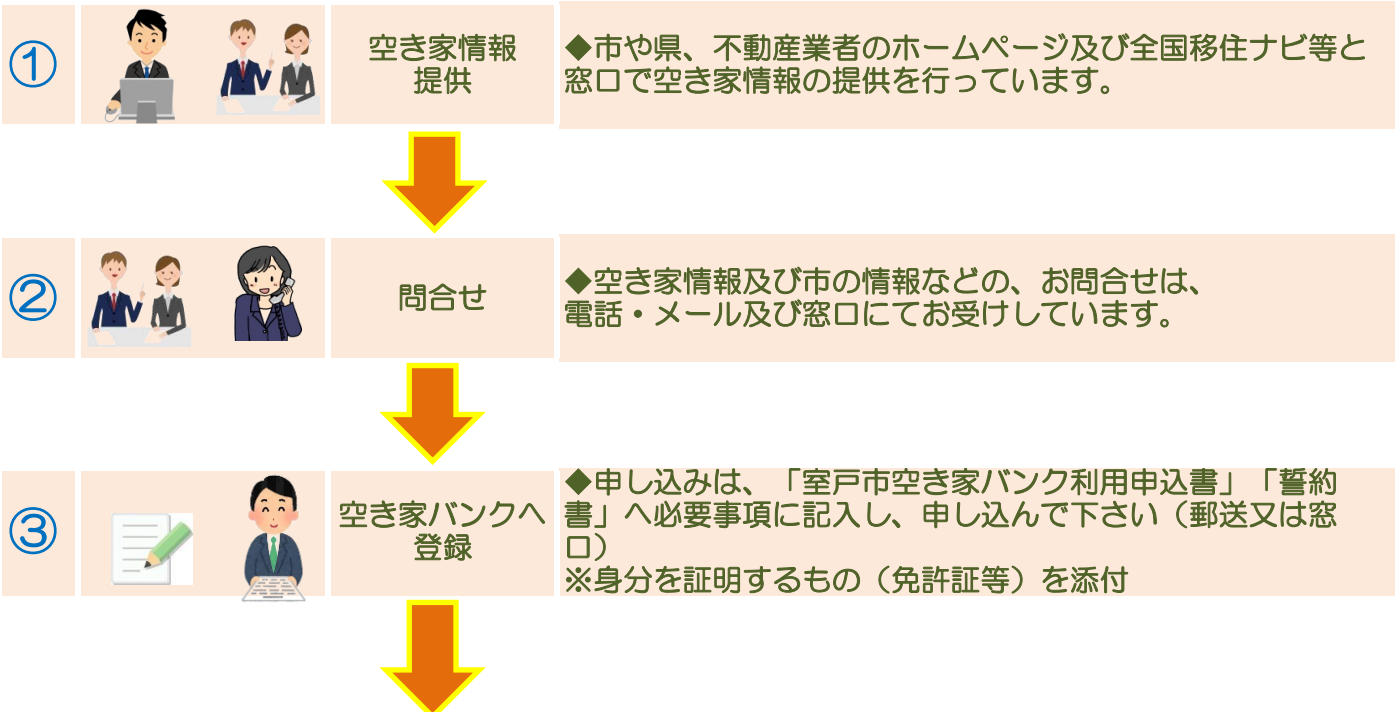
## 室戸市空き家バンク制度


この制度は、高知県室戸市にU・J・ターンをし、住むことを希望する方に、所有者等が賃貸及び売買をする意思のある“空き家”の情報をご紹介します。




### 空き家情報提供手順

#### ● 空き家情報の提供を希望する方(借り手・買い手)



④  物件交渉申込み ◆希望物件の交渉を希望される方、「室戸市空き家バンク物件交渉申込書」へ必要事項を記入し申し込んで下さい。（郵送又は窓口）



⑤  物件の交渉 ◆利用希望の申し込みがあった場合、市→不動産業者→所有者等へ連絡し、不動産業者の仲介により交渉となります。（交渉期間は20日間です。）



※契約の成立・不成立に関らず、交渉の結果を役場まで連絡してください





**成立**

【注意】必ずお読みください

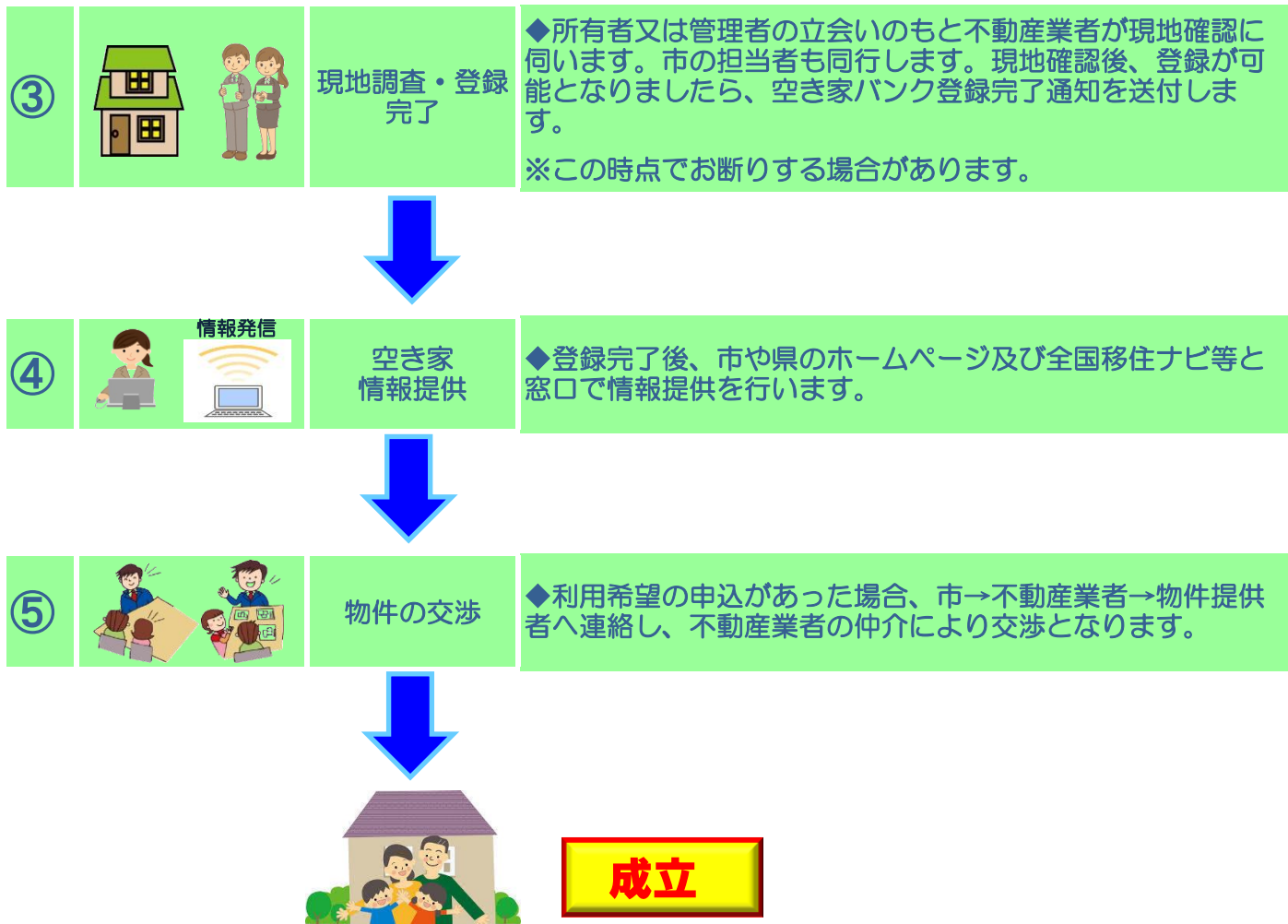
1. 物件数に限りがあるため、定住を目的とされる方への紹介を中心に考えています。
2. 所有者の同意を得られない場合、ご希望の物件の情報をご提供できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
3. 交渉期間中、または交渉前後に所有者から物件の紹介希望が取り消される場合があります。
4. 間取りなどは、所有者又は管理者の申告などに基づいて作成されておりますので、実際の物件と異なる場合があります。
5. 交渉は利用希望者と不動産業者間で行ってください。市役所は、仲介はいたしません。
6. 交渉・契約は利用希望者と不動産業者及び所有者等の責任においておこなってください。
7. 近隣の方々及び地域とトラブルがあった場合には、交渉を取り消す場合があります。

●空き家を提供していただける方(貸し手・売り手)

①  物件の情報提供 現地確認 ◆賃貸・売却物件の提供を希望される方は、室戸市役所企画財政課移住促進室に連絡下さい。  
◆市の担当者が、現地確認に伺います。（場所及び外観）  
※この時点でお断りする場合があります。

②  物件の登録 申し込み ◆市の担当者の現地確認後、「室戸市空き家バンク登録申込書」（別記様式第1号）及び「室戸市空き家バンク登録書」（別記様式第2号）家屋用・土地用に必要事項を記載のうえ移住促進室に提出して下さい。（郵送又は窓口へ）





注1:市は、売買又は賃貸の仲介を行っていません。契約交渉は、不動産業者に依頼します。

注2:この制度は、市内空き家等を賃貸及び売却希望する所有者等から物件の提供を求め、市の「空き家バンク」へ登録した情報を物件を希望する方へ提供を行うものです。

**室戸市企画財政課 移住促進室**  
**TEL 0887-22-5167 FAX 0887-23-0866**